

さまざまな支援が受けられます

台風25号の被害に遭った方を対象に、県・市などが行っている支援を紹介します。
支援の詳細は各問い合わせ先に連絡してください。

市民の皆さまへ

このたびの台風25号による記録的な大雨により被災された全ての皆さまに、心からお見舞いを申し上げます。

本市では、避難所へ避難された方などを対象に、市内のホテルにおいて無償で避難生活を送れるよう、順次手配しています。また、ご要望のあった浸水地域を対象にした給水車の派遣、トイレカーや仮設トイレの設置、災害ごみの戸別収集、床上浸水住宅の戸別消毒など、被災者に寄り添った生活支援策を速やかに実施しております。

さらに、被災の状況はさまざまであることから、無償の

ボランティア派遣をスムーズに行うため、災害ボランティアセンターを設置し、生活再建の支援に取り組んでおります。

このほか、さまざまな生活上のお困り事やご不安に対応するため、災害関連の相談を受け付ける体制を整えているほか、各種手続に必要な、り災証明書などの発行も行っております。

被災された市民の皆さまが一日も早く、安心して暮らせる日常を取り戻せるよう、全庁を挙げて全力で取り組んでまいります。

成田市長 小泉一成

住まい

名称	内容	問い合わせ先
公営住宅への入居	現在の住まいに住み続けることが難しい場合、市営住宅や県営住宅に一時的に無償で入居できます	○市営住宅…建築住宅課 (☎20-1564) ○県営住宅…県住宅課 (☎043-223-3222)
賃貸型応急住宅の供与	住宅が全壊するなどの大きな被害を受けた場合、県が県内の民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として最長2年間提供します	建築住宅課(☎20-1564)
住宅の応急修理	住宅に大きな被害を受けた世帯を対象に、日常生活に必要不可欠な最低限度の応急修理を支援します(大規模半壊・中規模半壊・半壊は上限75万7,000円、準半壊は上限36万7,000円)	
障害物の除去	住宅やその周辺に流れ込んだ土石や竹木などにより一時的に住めず、自力で障害物を取り除くことができない世帯を対象に、障害物の除去を支援します(上限14万8,600円(1世帯当たり))	
住宅の消毒作業	床上浸水の被害を受けた住宅について、清掃・乾燥が終わった後、希望する場合は、市が消毒作業を行います	環境衛生課(☎20-1531)

見舞金・貸し付け

名称	内容	問い合わせ先
千葉県災害見舞金	住宅が全壊した被災者に対し災害見舞金を支給します	社会福祉課(☎20-1536)
成田市災害見舞金	土砂崩れや土砂の流出によって宅地に被害を受けた人を対象に、災害見舞金を支給します	
災害援護資金貸付金	世帯主が負傷した、または住居や家財などに被害を受けた一定の所得以下の世帯を対象に、生活立て直しのための資金を貸し付けます	
千葉県農業災害対策資金	農業経営の立て直しと農業用施設の復旧に必要な資金を低金利で貸し付けます	農政課(☎20-1541)

税金

名称	内容	問い合わせ先
個人住民税の減免	令和8年度分の個人住民税のうち、10月以降に納期が到来する分について、被害状況や前年の所得金額に応じて減免します	市民税課(☎20-1513)
固定資産税・都市計画税の減免	所有する固定資産に大きな被害を受けた場合、被害状況に応じて、固定資産税などを減免します	資産税課(☎20-1514)

医療・介護・年金

名称	内容	問い合わせ先
国民健康保険税の減免	令和8年度分の保険税のうち、災害を受けた日以後に納期が到来する分について、被害状況や前年の所得金額に応じて減免します	保険年金課(☎20-1526)
国民健康保険の一部負担金の減免・徴収猶予	医療機関の窓口で支払う一部負担金について、被災により資産に重大な損害を受け、支払いが困難であると認められる場合、一定期間減免または徴収を猶予します	
後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予	令和8年度分の保険料のうち、災害を受けた日以後に納期が到来する分について、被害状況や前年の所得金額に応じて減免または徴収を猶予します	保険年金課(☎20-1547)
後期高齢者医療制度の一部負担金の減免・徴収猶予	医療機関の窓口で支払う一部負担金について、被災により資産に重大な損害を受け、支払いが困難であると認められる場合、一定期間減免または徴収を猶予します	
介護保険料の減免・徴収猶予	令和8年度分の保険料のうち、災害を受けた日以後に納期が到来する分について、被害状況や前年の所得金額に応じて減免または徴収を猶予します	介護保険課(☎20-1545)
介護保険利用者負担額の減免	令和8年度分の申請日以後に利用した介護サービスの利用者負担額を、前年の所得金額や被害状況に応じて、一定期間減免します	
国民年金保険料の免除	住宅などがその価格の2分の1以上の損害を受けた場合、国民年金保険料を一定期間免除します	保険年金課(☎20-1547)

子育て・保育

名称	内容	問い合わせ先
児童手当・児童扶養手当(認定請求の特例)	やむを得ない理由で認定請求ができなかった場合は、その理由がなくなった日から15日以内に認定請求を行うことで、認定請求ができなかった日の属する月の翌月分から手当を受給できます	子育て支援課(☎20-1538)
児童扶養手当(所得制限の特例)	住宅や家財などに、おおむね2分の1以上の被害を受けた場合は、被害を受けた月から翌年10月分まで、所得制限の特例を受けることができます	
保育料の減免	住宅に被害を受けた場合、被害の程度に応じて、保育料を一定期間減免します 農作物の不作や不漁、事業の休止・廃止、事業の大きな損失、失業(自己都合による場合を除く)などで、世帯の収入が大きく減少した場合は、所得に応じて保育料を減免します	保育課(☎20-1607)

その他

名称	内容	問い合わせ先
災害対応コールセンター	災害に関する相談を受け付けます	災害対応コールセンター(☎20-1563)
災害相談窓口	市役所1階ロビーの特設窓口で、災害に関する相談を関係部署が受け付けます	市民協働課(☎20-1507)
災害ボランティア	家屋の片付けなどに困っている人は、ボランティアの支援を受けられます	災害ボランティアセンター(☎080-7398-1455)
災害ごみの戸別収集	自家用車での運搬や自力での運び出しが困難な場合は、戸別に収集します	クリーン推進課(☎20-1530)
住民票などの交付手数料の免除	災害に関する手続きのために住民票などを取得する場合、交付手数料を免除します	市民課(☎20-1525)
税務証明書交付手数料の免除	災害に関する手続きのために税務証明書を取得する場合、交付手数料を免除します	市民税課(☎20-1513)

* 10月5日時点の情報を掲載しています。最新の支援制度については市ホームページなどで確認してください



市ホームページ

り災証明書・り災届出証明書を発行します

台風25号の被害に遭った人へ「り災証明書」「り災届出証明書」を発行します。

必要書類＝申請書、被害箇所の詳細が分かる写真、運転免許証など本人確認ができる物、委任状・印鑑(申請者が本人または同居の家族以外の場合)

申請書配布場所＝災害相談窓口(市役所1階ロビー。災害相談窓口が終了している場合は財政課(市役所4階))、市ホームページ

申請方法＝必要書類を持って災害相談窓口(災害相談窓口が終了している場合は財政課)へ



市ホームページ

り災証明書とは

災害によって住宅への被害を受けた時に、市が被害の程度を証明するものです。公的支援などの手続きに使用することができます。

証明書を発行する際、市職員が住宅被害認定調査を行い、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊(準半壊)、一部損壊(10パーセント未満)の区分で被害程度を判定します。

即日交付はできませんので注意してください。

※くわしくは財政課(☎20-1512)へ。